

日本政策金融公庫 経営改善貸付制度

マル経融資

商工会議所や商工会などの経営指導を受けている小規模事業者の方が、経営改善に必要な資金を無担保・無保証人でご利用できる制度です。

融資対象者	※次のすべての条件を満たしていることが必要 ① 常時使用する従業員が20人以下(商業・サービス業5人以下) ② 最近1年以上伊根町で事業を営んでいる事業所 ③ 原則6ヶ月以上商工会の経営指導を受けている事業所 ④ 所得税・法人税・事業税・町府民税のすべてを完納している事業所 ⑤ 商工業者で日本政策金融公庫国民生活事業の非対象業種でない事業所	
資金用途	設備資金	運転資金
融資限度額	2,000万円 ※融資限度額2,000万円の取扱いは平成27年3月31日の日本政策金融公庫受付分までとなります	
保証人・担保	無担保・無保証人	
ご返済期間	10年以内 (据置期間:2年以内)	7年以内 (据置期間:1年以内)
年 利率	1.16% (平成28年12月9日現在)	

日本政策金融公庫 http://www.jfc.go.jp/n/finance/search/kaizen_m.html

あなたの経営解決のため応援します

エキスパートバンク 専門家派遣事業

経営・営業・生産・技術など多くの課題でお困りの「小規模事業者又は創業を予定する者」(小規模事業者等)の要望に応じて、エキスパート(専門家)を派遣します。

対象者

従業員が20人(商業又はサービス業は5人)以下の商工業者
※従業員数とは支店・工場等を含む同じ企業に常時勤務する人の数となります。創業を予定する方もこの制度を利用することが可能です

費用

1指導1テーマ1回のみ無料(2回目以降有料)

こんな時ご相談下さい

- 経営ビジョンをつくりたい
- 社内の業務システムを見直したい
- コストダウンを図りたい
- 就業規則を見直したい
- 社員の教育訓練を指導して欲しい
- 新分野の進出、新技術の導入をすすめて欲しい
- 店舗改装をしたい
- 商品デザインを見直したい
- 新しい事業を考えているので適切な助言が欲しい



あなたの
企業・店舗に
一流の専門家
無料で
派遣します

<http://www.kyoto-fsci.or.jp/fsci/expert.html>

事業主の皆様へ(従業員の皆様へもお知らせください) 雇用保険の適用拡大等について

平成29年1月1日より65歳以上の方も雇用保険の適用対象となります

平成29年1月1日より、これまで雇用保険の適用除外であった65歳以上の方も、雇用保険の適用対象となります。対象となる労働者がいる場合、管轄のハローワークへ届出が必要となります。なお、保険料の徴収は、平成31年度までは免除となります。

- 平成29年1月1日以降に新たに65歳以上の労働者を雇用した場合
雇用保険の適用要件(※2)に該当する場合は、事業所管轄のハローワークに「雇用保険被保険者資格取得届」(以下「資格取得届」という。)を提出(※3)してください。
- 平成28年12月末までに65歳以上の労働者を雇用し平成29年1月1日以降も継続して雇用している場合
雇用保険の適用要件(※2)に該当する場合は、平成29年1月1日より雇用保険の適用対象となります。事業所管轄のハローワークに「資格取得届」を提出(※4)してください。
- 平成28年12月末時点で高齢継続被保険者(※1)である労働者を平成29年1月1日以降も継続して雇用している場合
ハローワークへの届出は不要です(自動的に高齢継続被保険者に被保険者区分が変更されます。)

(※1) 65歳に達した日の前日から引き続いて65歳に達した日以後の日において雇用されている被保険者。
(※2) 1週間の所定労働時間が20時間以上であり、31日以上の雇用見込みがあること。
(※3) 被保険者となった日の属する月の翌月10日までに提出してください。
(※4) 提出期限の特例があります。平成29年3月31日までに提出してください。

お問合せ 宮津ハローワーク TEL22-8689 ※当会事務組合に委託されている事業
伊根町商工会 TEL32-0302 所様については、当会へご連絡ください

京都府 最低賃金
831 円
平成28年10月2日から

必ずチェック!
最低賃金
使用者も、労働者も。

最低賃金に関する特設サイト
<http://www.saiteichingin.info/>

最低賃金制度 検索



商工会等連携経営改革支援 中小企業応援隊サポート制度

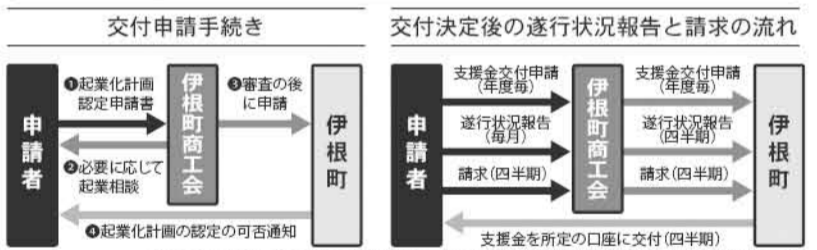
京都府では、府内中小企業の経営安定・発展のために、商工会等・地域ビジネスサポートセンターと連携して、継続的に経営支援を受けていただける制度を実施しています。

対象者	商工会等・地域ビジネスサポートセンターの経営支援を継続的に受ける意欲のある府内の中小企業者 ■融資申込み前の経営支援(事前支援)と融資実行後の経営支援(3年間、6ヶ月ごとの事後支援)を受けて頂く必要があります。 ■上記の経営支援を受けている方が、京都府・京都市中小企業融資制度を利用する場合、保証料が引下げられます。 ■経営支援を受けている方であっても、融資の申込みにあたり、金融機関及び保証協会の審査があり、ご希望に添えない場合があります。 ■融資実行後の経営支援を受けていない場合は、以後、原則として、本制度による保証料率の引下げは受けられません。
申込機関	伊根町商工会
保証料率引下げ対象融資	一般資金・小規模企業おうえん資金 あんしん借換資金(経営力強化保証除く)
保証料率引下げ率	■小規模企業おうえん融資制度(ベース枠):0.2% ■あんしん借換資金(セーフティネット枠):0.1% ■その他の融資制度:0.1% 又は*0.2% ※保証協会の中小企業会計割引を併用した場合の引下げ率です。



伊根町内で新たに商工観光業を営む方に 開業支援金を交付します 伊根町開業支援金交付事業

対象者	伊根町内において住所を有する個人、団体、中小企業者などで、新たに町内で商工観光業を開業する方
交付額	定額/月 10万円 × 2年間 (240万円)
注意事項	1. 支援金受領開始後に事業を廃止したり、転出等をされた場合等は開業支援金の全部若しくは一部を返還していただくことになります。 2. 「伊根町商工観光業振興対策事業」による補助金との2重の交付はできません。 ※ただし、同様の国、府等の助成制度を活用された場合は開業支援金の交付を受けることができます。 3. 支援金受領者は支援金受領後7年間、事業の遂行状況を四半期毎に伊根町商工会を経由して伊根町へ報告していただくことになります。



※平成27年4月1日以降に起業化認定を受けたものについては、支援金受領開始後7年間、遂行状況報告を提出。

伊根町企画観光課 TEL32-0502 <http://www.town.ine.kyoto.jp/>
伊根町商工会 TEL32-0302 <http://ine.kyoto-fsci.or.jp/>

安心安全 国がつくった 小規模企業共済 こんな悩みにお応えします

年金だけでは不十分で、不安がある 自分で積み増すするには、どんなものがあるの?

- 1 経営者のための退職金制度
小規模企業の個人事業主(共同経営者を含む)または会社等の役員の方が老後や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。
- 2 掛金は全額所得控除
掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。
- 3 受取時も税制メリット
共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

他にもこんな特徴があります。

- 契約者貸付けの利用が可能
契約者(一定の資格者)の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。
 - 共済金の受給権は差押禁止
共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。
- ※ 詳しくは、ホームページまたはパンフレットをご覧ください

経営者のための退職金制度です!

中小機構 TEL:050-5541-7171 (共済相談室)

小規模企業共済 検索 www.smrj.go.jp/skyosai